

院内感染防止対策に関する取り組み事項

社会医療法人社団順心会 順心病院

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の発生を未然に防ぎ、感染症発生時に感染拡大を防止するため、全職員が感染防止対策を理解実践し、病院の理念に則った医療が提供できるように取り組みます。

2. 院内感染防止対策のための組織に関する事項

院内感染防止対策委員会を設置し、毎月会議を行い、院内感染防止対策に関する事項について審議・決定します。

また院内感染防止対策委員会の下部組織として感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止管理室を中心に具体的な感染防止対策活動を実践します。

3. 院内感染防止対策の職員研修に関する事項

院内感染に関する全職員を対象とした研修を年2回以上開催します。

また必要に応じて特定の部署や職種を対象とした研修も開催します。職員は積極的に研修会に参加するなど自己研鑽に励み、感染防止対策の知識・技術の習得に努めます。

4. 感染症発生状況の報告および対応に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況、感染症発生状況を、院内感染防止対策委員会および ICT 会議を通じて病院職員へ通知し、注意喚起を行います。

院内感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案し実施するとともに、再発防止を講じます。

5. 院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のために院内感染防止対策マニュアルを整備し、病院職員はマニュアルに沿った感染防止対策の遵守に努めます。マニュアルは必要に応じて改訂を行い、改訂内容は病院職員に周知徹底します。病院職員は、自らが感染源とならないために、定期健康診断を受診し、健康管理に留意します。

6. 患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

また、あわせて感染防止の意義、手洗い、手指消毒、マスク着用などについてご理解とご協力をお願いします。

2012 年 10 月 1 日 作成

2023 年 10 月 1 日 改定